

地域公益活動は社会福祉法人の責務です

ほっかいどう地域公益活動だより

第6号 令和2年3月27日発行

《新型コロナウイルスが猛威をふるっています》

北海道では当初より多くの感染者が確認され、国内においていち早く学校休校や施設閉鎖等の対応をまいりました。多くのイベントの中止や延期が決定しましたが、地域公益活動についても例外ではなく、子ども食堂や普及啓発活動の中止等、予定変更を余儀なくされている状況です。

刻々と情勢が変わっている中、感染症防止対応等ご尽力されていることと思います。どうか1日も早い収束と、地域公益活動の再開時には、よりパワーアップした活動となりますようお祈りしております。

☆北海道地域公益活動推進協議会 各事業の推進状況☆（令和2年2月末日現在）

①地域福祉権利擁護体制構築にむけた社会福祉法人・施設による福祉サービス利用援助事業
市町村社会福祉協議会と連携し、地域全体で認知症や精神障がい・知的障がいを持つ方を支える事業。地域公益活動として福祉サービス利用援助事業（第2種社会福祉事業）に取り組みます。福祉知識や対人援助技術とともに、福祉的意識や経験を有した社会福祉法人の人材に担い手となっていただくことで、地域の権利擁護体制の充実・強化を進める事業です。

・参加法人 9法人

②生活困窮者等に対する安心サポート事業

社会福祉法人の公益的な活動として、生活困窮者等への「相談支援」や「緊急対応が必要な場合の経済的援助（現物給付）」などに取り組みながら、制度の狭間の対応を行います。相談支援・緊急時の現物給付による応急手当をしながら、各種制度による支援に繋いでいき、生活困窮者等の自立を援助します。全道の多くの社会福祉法人が参画することにより、地域の相談窓口と見守りの目を充実させていくものです。

・参加法人 46法人 ・経済的援助支援件数 30件（H31.4月～R2.2月）

③災害時における社会福祉法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業

災害時において、災害対策本部（行政機関）からの要請に基づき、福祉避難所に対し、北海道社会福祉協議会会員施設から必要な人材を派遣するとともに、福祉避難所に避難している要援護者の移送・受入を行います。また、施設の被災状況を把握し、入所者に対する避難等の支援を行うとともに、生活物資等の提供や支援職員の派遣を行います。災害時の万全な支援体制の構築を目指します。

・参加法人/施設 31法人/15施設 ・社会福祉法人施設災害時連携会議の実施
・平成30年北海道胆振東部地震被災法人への経費補填支援

「社会福祉法人・施設災害時連携会議」

北海道内7か所で開催しました

「災害時における社会福祉法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業」では、道内で災害が起きた際、被災施設へ対する支援を迅速に行うため、「入所者・要援護者等支援センター」を設置する体制づくりをすすめています。

同センターは、発災時、各種別協が行う支援活動について、種別を横断した情報集約と連絡調整を行います。同センターの設置に向け、今年度は社会福祉法人・施設災害時連携会議を開催し、道内の社会福祉法人・施設の連携体制の構築と災害時の連絡手段、連携方法、想定される支援内容等について検討・協議し、126法人・210名の方々にご出席いただきました。



各地区の地理的条件、環境等により想定される災害は異なりますが、共通の話題が多数ありました。「法人・地域との連携を始める方法がわからない」「規模・種別・立地・地域等のような観点から法人間連携をとっているか」という疑問には「地区に法人理事長が加入する団体があり、普段から連携体制が整っている」「地域の祭りや施設イベントでの交流から顔見知りとなり、連携体制を構築した」「被災時受入れを想定して、同規模の入所施設と協定を締結している」「同地区同立地条件の所と締結した。被災を免れた時に協力して被災施設へ支援できることも、強い関係作りとなるのではないか」といった声が道内各地で聞かれました。

また「停電時、各法人では電力をどのように確保しているか」という質問が多くありました。それに対しては「国の補助金を活用しガスバルクを設置したことによりブラックアウトの時も問題なく使用できた」「公用車を発電可能な電気自動車に買い替えたことにより、家庭用電源1週間分の電気を供給することができた」「停電時は非常用スプリンクラーから電気を供給することができた」など各法人・施設の備えに対して「非常に参考になった」

との声もありました。

更に、本会議では、道内で災害が起きた際、本会が設置する「入所者・要援護者支援センター」の現地連絡機能として、道内7地区に設置する「拠点法人・施設」の選定について協議しました。

当該事業の参加法人・施設の中より選定された「拠点法人・施設」には、緊急時用機器（衛星携帯電話等）を配備し、各地区の連絡拠点となって頂きます。

今年度、選定された「拠点法人・施設」となる法人は以下のとおりです。

来年度も拠点法人・施設の具体的な役割や連携等を主題とした災害時連携会議を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

地区	とき、ところ	拠点法人・施設	内容
十勝	令和元年10月23日 帯広市 とかち館	真宗協会	【説明】 <ul style="list-style-type: none">・地域公益活動推進協議会の取り組みについて・災害時における法人・施設協働による入所者・要援護者等支援事業について・「入所者・要援護者等支援センター」と「拠点法人・施設」の役割について 【協議事項】 <ul style="list-style-type: none">・管内における防災体制の現状について・管内の連携体制のあり方について・管内の拠点法人・施設候補の検討について
釧路・根室	令和元年11月5日 釧路市 センチュリーキャッスルホテル	釧路愛育協会	
日高・胆振	令和元年12月3日 苫小牧市 グランドホテルニュー王子	<u>令和2年度選定</u>	
渡島・檜山	令和元年12月19日 北斗市 かなでーる	函館厚生院	
石狩・空知・後志	令和2年1月23日 札幌市 第2水産ビル	札幌慈啓会	
上川・留萌・宗谷	令和2年2月6日 旭川市 道北経済センター	<u>令和2年度選定</u>	
オホーツク	令和2年2月13日 ホテルベルクラシック北見	<u>令和2年度選定</u>	



お問い合わせ先

北海道社会福祉協議会 法人支援部法人支援課

TEL 011 - 241 - 3982 / FAX : 011 - 280 - 3162

E-mail d-koueki@dosyakyo.or.jp HP <http://d-koueki.jp/>

